

一般社団法人福岡県ラグビー協会ホームページのバナー広告掲載利用規約

第 1 条（目的）

一般社団法人福岡県ラグビーフットボール協会ホームページのバナー広告掲載利用規約（「本規約」という。）は、一般社団法人福岡県ラグビーフットボール協会（以下「当協会」という。）が運営する一般社団法人福岡県ラグビーフットボール協会ホームページバナー広告掲載（「バナー広告」という。）を利用する広告利用者（「広告主」という。）との権利、義務及び責任事項を規定する事を目的とする。

第 2 条（広告の規格等）

広告の規格等は、次のとおりとする。

（1）規格

バナーサイズ：横 224 ピクセル × 縦 80 ピクセル ファイル形式：J P G、P N G

位置 E はテキストとする。

（2）掲載位置

広告の位置は別紙「バナー広告掲載位置と価格」を参照すること。

申込受付が早いものから、左、または上からの配置となる。

（3）広告掲載期間及び広告掲載料 広告掲載期間は 1 年とする。

第 3 条（広告掲載の申込）

広告主は、バナー広告掲載申込書（以下「申込書」という。）により、広告原稿を添付して当協会に申し込むものとする。当協会は必要に応じて申込みの際に広告主の業務内容が分かる書類の掲示又は提出を求めることができるものとする。掲載内容が公序良俗に反するものおよび当協会が相応しくないと判断した場合は、申込みを受け付けない。

第 4 条（審査）

当協会が広告主からの申込書の提出を受けた場合には、広告主は必要書類を当協会に提出する。審査を行い、掲載の可否を広告主に通知する。

次のいずれかに該当すると認められるバナー広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると協会の理事会が認めるもの

第 5 条（広告掲載料・支払い）

広告掲載料は見直し改訂することがある。

広告掲載料は申込をした時点の金額を支払うものとする。

広告掲載の決定を受けた広告主は、当協会が指定する期日までに広告掲載料を支払う。

広告掲載料が支払われない場合は、広告掲載を行わない。

掲載期間中に広告バナーを取り下げる場合が生じても、既に支払われた広告掲載料は、原則返還は行わない。

第 6 条（広告バナーの作成及び提出）

広告バナーは、基本的に広告主の負担で作成し、当協会が指定する方法にて期日までに提出するものとする。

第 7 条（広告の掲載に伴う責任等） 広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

第 8 条（免責事項） ネットワーク障害、停電、サーバーメンテナンス等の問題で一時的に閲覧できない期間が発生した場合、原則として契約期間の延長は行わない。

【付則】 第 1 条 施行日 本規約は 2024 年 8 月 1 日から施行する。